

平成30年度業務実績等報告書  
(業務実績報告書及び自己評価書)

令和元年6月25日  
独立行政法人農業者年金基金

**様式 1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要**

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			

様式 1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業						第1-1	P4
2 年金資産の安全かつ効率的な運用						第1-2	P13
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実						第1-3	P17
II 業務運営の効率化に関する事項							
1 業務改善の推進						第2-1	P24
2 電子化の推進						第2-2	P26
3 運営経費の抑制						第2-3	P29
4 調達合理化						第2-4	P32
5 組織体制の整備等						第2-5	P33
III 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項						第3	P35
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画						第4	P38

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、30年度の項目別評定調書の項目別調書No. を記載。

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度		
V 短期借入金の限度額						第5	P40
VI その他業務運営に関する重要事項							
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）						第6-1	P41
2 積立金の処分に関する事項						第6-2	P43
3 内部統制の充実・強化						第6-3	P45
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底						第6-4	P48
5 情報公開の推進						第6-5	P51
6 業務運営能力の向上等						第6-6	P52

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	参考情報
標準処理期間内処理割合（適用・収納課）	提出された申出書等の97%以上		99.87%					
標準処理期間内処理割合（給付課）	提出された申出書等の98%以上		98.08%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置														
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			B	評価										
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果	<主要な業務実績> 提出のあった申出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、平成30年8月処理分が100.00%、平成31年2月処理分が99.83%で、調査2回の平均処理割合は99.87%であった。 また、この結果を翌月（平成30年9月及び平成31年3月）に基金ホームページで公表した。 期間内に処理できなかったものについては、記載内容の確認に時間を要したことがあげられることから、研修会等で添付書類や記載内容について、業務資料の記載例を用いて説明を行った。  処理月別標準処理期間内処理割合（単位：件、%）	b	評価										
				<評定と根拠> 評定：b 申出書等処理状況の調査を行った結果、標準処理期間（30日）内の処理割合は、年度計画の目標97%以上となり、この結果を翌月に公表するとともに、期間内に処理できなかった申出書等について、その原因を把握したことから、b評定とした。  （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を												
				<table border="1"> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> <tr> <td>30年8月</td> <td>179</td> <td>179</td> <td>100.00</td> </tr> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	30年8月	179	179	100.00				
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a													
30年8月	179	179	100.00													

的に公表する。

申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。

これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。

申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。

これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、申出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を9月と3月に公表します。

なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。

を計画どおり公表しているか。

31年2月	582	581	99.83
計	761	760	99.87

上回る顕著な成果がある  
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
b : 取組は十分である  
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する  
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

イ 被保険者資格の適切な管理  
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

イ 被保険者資格の適切な管理  
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。  
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。  
これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

イ 被保険者資格の適切な管理  
国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、国民年金資格記録の確認を2回以上実施します。  
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。また、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにし、これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とします。

<主な定量的指標>  
・不整合者の占める割合  
  
<その他の指標>  
・農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。  
・突合の結果を踏まえた適正な管理。  
  
<評価の視点>  
・突合を行ったか。  
・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。

<主要な業務実績>  
農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、平成30年5月と11月に全ての農業者年金被保険者について、両記録の突合を実施した。

その結果を踏まえて、不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）に係る記録管理リストを該当する全ての業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、全ての当該不整合者に対して、基金からも申出書等の提出を促すための通知を送付した。

平成30年度不整合者の状況 (単位：人、%)

突合月	突合対象者	不整合者数 【不整合者の割合】	
		当初	6ヶ月経過後
5月	73,329	1,405 【1.92】	459 【0.63】
11月	72,858	1,199 【1.65】	422 【0.58】

不整合の多い国民年金付加保険料の納付届出の指導については、加入申込書に重要事項の説明・配布を行ったことの確認欄を設けて業務受託機関による加入申込者への重要事項の説明・配布を義務づけ、新規加入の際に行っていた納付の手続きの指導に加えて、重要事項の説明の中でも納付申出の手続きが必要なことを説明した。

<評定と根拠>  
評定：b  
被保険者資格記録の突合を実施し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけたことから、b評定とした。  
  
(評定区分)  
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある  
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
b：取組は十分である  
c：取組はやや不十分であり、改善を要する  
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<p>ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。</p>	<p>ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。</p>	<p>ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt; ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 &lt;評価の視点&gt; ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 口座振替不能者や口座振替停止該当者（以下「振替不能者」という。）のリストについては、毎月、該当する業務受託機関に送付を行うとともに、業務受託機関から該当者へ意向確認や相談対応、必要な届出書等の送付について、依頼を行った。 また、12回継続した振替不能者のリストについても、該当する業務受託機関へ送付するとともに、業務受託機関から該当者へ口座振替停止の措置と口座振替再開手続等について、働きかけを行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：b 振替不能者のリストを毎月該当業務受託機関へ送付し、業務受託機関から該当者への対応等を依頼した。また、12回継続した振替不能者のリストも該当業務受託機関へ送付し、業務受託機関から該当者へ働きかけを行ったことから、b評定とした。  (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 保険納付後に資格変更や保険料額変更等により発生した過納付の保険料については、発生後、速やかに被保険者等に請求書の送付を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：b 過納付の保険料について、発生後、速</p>

<p>付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。</p>	<p>付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。</p>	<p>付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき一週間以内に還付処理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付しているか。</li> <li>・被保険者等からの請求に基づき一週間以内で処理しているか。</li> </ul>	<p>また、被保険者等からの請求については、1週間以内で還付処理を行った。</p>	<p>やかに被保険者等に請求書を送付するとともに、請求については、1週間以内に還付処理を行ったことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b : 取組は十分である</li> <li>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul>																
<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間が要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間内処理割合</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出書等の処理状況の調査結果の公表。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間内処理割合が 98%以上となっているか。</li> <li>・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>提出のあった年金裁定請求書等に係る標準処理期間（60日・75日）内の処理割合は、平成30年8月処理分が98.01%、平成31年2月処理分が98.13%で、調査2回の平均処理割合は98.08%であった。</p> <p>また、この結果をそれぞれ翌月（平成30年9月及び平成31年3月）に基金ホームページで公表した。</p> <p>期間内に処理できなかったものについては、記載内容の確認に時間を要したことが理由としてあげられることから、研修会等で添付書類や記載内容について、業務資料の記載例を用いて説明を行った。</p> <p>※ 各道県等の説明会への職員派遣数：延べ26回（開催道県等数：19）</p> <p>月別標準処理期間内の処理状況 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1228 1524 1938 1698"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年8月</td> <td>2,864</td> <td>2,807</td> <td>98.01</td> </tr> <tr> <td>31年2月</td> <td>3,531</td> <td>3,465</td> <td>98.13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,395</td> <td>6,272</td> <td>98.08</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	30年8月	2,864	2,807	98.01	31年2月	3,531	3,465	98.13	計	6,395	6,272	98.08	<p>b</p> <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めるとともに、申出書等の処理状況の調査結果における標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標98%以上（達成率100%以上）となっており、この結果を公表するとともに、期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握し、改善に向けて対応したことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</li> <li>a : 数値の達成度合が120%以上</li> <li>b : 数値の達成度合が100%以上120%未満</li> <li>c : 数値の達成度合が80%以上100%</li> </ul>
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																		
30年8月	2,864	2,807	98.01																		
31年2月	3,531	3,465	98.13																		
計	6,395	6,272	98.08																		

	<p>務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。</p> <p>手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。</p>	<p>務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。</p> <p>手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果について、翌月の9月と3月に公表します。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。</p>		<p>未満</p> <p>d : 数値の達成度合が80%未満</p>	
<p>イ 年金の受給漏れの防止</p> <p>受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付</p>	<p>イ 年金受給漏れの防止</p> <p>年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請</p>	<p>イ 年金受給漏れの防止</p> <p>年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁定請求の勧奨。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を</p>

を受けられないといった事態が生じないよう、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。

求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。

求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。

また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6月に受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかけます。

実施しているか。

間もなく受給権が発生する者（65歳到達1ヶ月前）に対する勧奨状の送付（30年度実績）（単位：件）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	251	210	243	206	240	230
	旧制度	242	179	225	188	219	198
計		493	389	468	394	459	428

区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	244	293	357	313	326	271	3,184
	旧制度	222	250	400	301	303	266	2,993
計		466	543	757	614	629	537	6,177

また、65歳を超えても裁定請求しない者(706人)に対しても平成30年6月に勧奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。

上回る成果がある  
b：取組は十分である  
c：取組はやや不十分であり、改善を要する  
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付  
毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適格に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付  
毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付してその提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。  
現況届未提出

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付  
現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を行います。  
現況届の未提出者については

<主な定量的指標>  
<その他の指標>  
<評価の視点>  
・受給権者に対して現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。  
・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。

<主要な業務実績>  
適切な年金給付のため、受給権者に対して現況届を送付し受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。  
また、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼するとともに、それでもなお、現況届が未提出等の受給権者については、11月以降の年金の支払いを差し止めた。  
なお、平成31年度現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、平成30年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行った結果、該当した69名を平成31年度現況届の再確認該当者一覧に掲載し、農業委員会において経営移譲年金の受給要件を満たしている者かどうかの確認に活用することとしている。

<評定と根拠>  
評定：b  
受給権者に対する現況届の送付と確認、国民年金の受給権者情報の確認及び経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、受給資格のある者への適切な年金給付に努めたことから、b評定とした。  
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある  
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
b：取組は十分である  
c：取組はやや不十分であり、改善を

金が給付されることを防止する取組を行う。

者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止め

る。  
また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差止め

ます。  
また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡届等の提出の勧奨を依頼します。

なお、支給停止該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理します。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付され

る。国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。

現況届関係処理実績

現況届発送	334,585	人
現況届の提出者	321,652	人
現況届の未提出者	12,933	人
未提出者一覧の送付	1,107	農業委員会
11月支給分差止	1,958	人

また、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、農業委員会へ一覧表を送付し死亡届等の提出の勧奨を依頼した。

国民年金の受給権者情報の確認

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
支払保留人数 (死亡疑い等)	549	594	536	433	445	316
確認依頼 農業委員会	358	377	336	297	285	221

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払保留人数 (死亡疑い等)	396	306	392	396	421	432	2,873
確認依頼 農業委員会	276	227	267	276	297	306	1,874

要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

		ることを防止します。					
(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、適切に開発・改修等の優先順位付けを行います。 その上で、基金、システム改修業者及びC I O補佐官によるシステム定例会を毎月開催して、システムの計画的な開発・改修等を進め、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組みます。	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <評価の視点> ・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだか。	<主要な業務実績> 平成30年度の農業者年金記録管理システムの改修にあたっては、時期ごとの優先度合いの高い要望に対応するため、上期・下期に分け、それぞれ改修計画を策定して改修を実施することとした。業務受託機関及び基金における要望に対して、業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先的に判定を行い、計画を策定し、システム改修後は、業務受託機関に対して、改修案件にかかる操作マニュアルの提示を行い、システム改修を通じて、諸手続の利便性向上に取り組んだ。 また、システム定例会については、システム運用・保守業者（システム改修を含む。以下同じ。）及びC I O補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、元号改正作業の状況報告やシステム上の課題等についての情報共有や意見交換を行い、システムの安定稼働対策等についても取り組んだ。 なお、農業者年金記録管理システムに係る元号改正対応については、年度当初からシステム運用・保守業者と定期的に打合せを行い、課題確認及び対応方針について協議を重ね、新元号の改正に合わせて稼働できるよう取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：b 農業者年金記録管理システムの改修等にあたっては、業務受託機関等のシステム利用者からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に改修等を行い、電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。 また、元号改正に伴うシステム改修について、元号改正に間に合うよう取組を進めた。 これらのことから、b評定とした。  (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	参考情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価	
	<p>年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努力す</p>	<p>(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクス（年金資産の構成割合）による分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。</p> <p>被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全かつ効率的な管理・運用。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</li> <li>① 被保険者ポートフォリオ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った（平成31年3月末残高2,351億円（自家運用678億円、外部運用1,673億円）。</li> <li>平成30年度の外部委託分の修正総合利回りは複合ベンチマークの収益率2.13%に対し2.16%となった。</li> </ul> </li> <li>② 受給権者ポートフォリオ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</li> <li>平成30年3月に農水省へ届出を行った上で、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置として短期資産の活用を継続。</li> <li>これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失0.2億円を回避できたと考えられる。</li> <li>年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。</p> <p>また、平成30年度においては、平成29年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に抵触しない範囲で採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて0.2億円程度の損失（基金による推計）を回避することができた。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的</p>	評価		

<p>クスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p>	<p>る。</p>	<p>を一定の範囲に収めるよう努力します。</p>		<p>債券を償還前に売却することについて、資金運用委員会及び経営管理会議の承認を経て、平成30年4月に売却。</p> <p>これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約44万円の利益を得た（平成31年3月末残高840億円（全額自家運用））。</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った（平成31年3月末残高97億円）。</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った（平成31年3月末残高26億円）。</p>	<p>な改善を要する</p>	
<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行います。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行います。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用状況及び運用結果の評価・分析。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った（平成30年6月19日）。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。</p> <p>なお、資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。</p> <p>経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認できた。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b：取組は十分である</li> <li>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul>	<p>評定</p>
<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会にて政策アセットミックスの検証を行い、必</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証をした結果、見直す必要はないとの結論を得たことから、見直しを行わなかった（平成30年6月19日）。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>資金運用委員会で、年金資産構成割合について検証を行い、見直す必要はないとの結論を得たことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p>	<p>評定</p>

<p>らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>要に応じて見直しを行います。</p>	<p>・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じて見直しを行っているか。</p>		<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(4) 運用の透明性の確保 年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、6月末日までに平成29年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ります。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;  &lt;その他の指標&gt; ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。 ・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表  &lt;評価の視点&gt; ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・平成29年度、平成30年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ平成30年6月25日、平成30年8月3日、平成30年11月14日及び平成31年2月14日にホームページで公表した。 また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る平成29年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を平成30年6月25日付けで通知し、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。 ・年金給付等準備金運用の基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表していることから、b評定とした。  (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>

			会の委員名簿、運営 規程及び議事内容を 公表しているか。				
(5) スチュワードシ ップ活動の実施 被保険者等の中 長期的な投資リタ ーンの拡大に資す るよう、責任ある 機関投資家として スチュワードシッ プ責任を果たすた めの活動を実施 し、その活動状況 について、毎年度、 公表する。	(5) スチュワードシ ップ活動の実施 被保険者等の中 長期的な投資リタ ーンの拡大に資す るよう、責任ある 機関投資家として スチュワードシッ プ責任を果たすた めの活動を実施 し、その活動状況 及び株主議決権行 使の結果等につい て、毎年度、ホー ムページで公表す る。	(5) スチュワードシ ップ活動の実施 被保険者等の中 長期的な投資リタ ーンの拡大に資す るよう、責任ある 機関投資家として スチュワードシッ プ責任を果たすた めの活動を実施 し、その活動状況 及び株主議決権行 使の結果等をホー ムページで公表し ます。	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スチュワードシッ プ責任を果たすための 活動を実施し、情報 の公開を行う。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スチュワードシッ プ責任を果たすための 活動を実施し、情報 の公開を行っている か。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成26年9月に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための 方針（平成29年11月に改定）」に基づき、スチュワードシップ活動を実 施し、平成29年7月から平成30年6月までの実施状況及び株主議決権 行使の結果を平成30年11月14日にホームページで公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすた めの活動を実施し、その活動状況及び株 主議決権行使の結果をホームページで 公表したことからb評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を 要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する</p>	評定	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
20歳から39歳の 基幹的農業従事者 に占める農業 者年金の被保険 者の割合	最終年度までに25%	20.0%	(目標21.0%) 20.8%					予算額（千円）	182,030,196					
	前年度より1ポイント増加		0.8ポイント 増加 (20.8%-20.0%)					決算額（千円）	179,196,655					
女性の基幹的農 業従事者に対す る農業者年金の 被保険者の割合	最終年度までに17%	9.3% (推計値8.8%)	(目標10.4%) 10.6%					経常費用（千円）	113,294,202					
	前年度より1.6ポイント増加		1.3ポイント 増加 (10.6%-9.3%)					経常利益（千円）	1,804,869					
								行政コスト（千円）	93,147,942					
								従事人員数	74					
											注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			B	評価	
	<p>農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。</p> <p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていかうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に</p>	<p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を25%に拡大する。</p>	<p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成34年度までに25%に拡大することを目指し、30年度末までに同割合を29年度末から1ポイント増加させるか、又は21%に拡大します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20歳から39歳までの基幹的農業者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成34年度までに25%に拡大することを目指し、平成30年度末までに同割合を平成29年度末から1ポイント増加させるか、又は21%に拡大したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成30年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業者(推計)に対する同年齢層の被保険者数の割合は、20.8%(推計)となった。</p> <p>中期計画においては、20歳以上39歳以下の基幹的農業者に対する被保険者数の割合を、年1ポイント増加させるか、又は令和4年度までに同割合を25%に拡大するとしている。</p> <p>平成30年度における被保険者割合の対前年増加率は、0.8%と推計され、目標を0.2ポイント下回った。</p> <p>新規加入者が前年度よりも減少した要因について、受託機関に対して行った調査結果によると、年度計画策定時には予期しなかった平成30年北海道胆振東部地震、平成30年台風第24号、平成30年7月豪雨等の自然災害に伴う外部要因が影響していると推察される。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>20歳以上39歳以下の基幹的農業者に対する被保険者数の割合の対前年増加率は、1ポイントの増加目標に対して、0.8ポイントの増加となり、c評定相当であるが、年度計画策定時には予期しなかった自然災害に伴う外部要因が影響していることが推察されることを勘案し、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</li> <li>a：数値の達成度合が120%以上</li> <li>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</li> <li>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</li> <li>d：数値の達成度合が80%未満</li> </ul>	評価	

<p>資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。</p>						
<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。 他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要がある。 このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成34年度末までに17%に拡大することを旨とし、30年度末までに同割合を29年度末から1.6ポイント増加させるか、又は10.4%に拡大します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt; &lt;評価の視点&gt; ・女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合が平成34年度末までに17%に拡大することを旨とし、平成30年度末までに同割合を平成29年度末から1.6ポイント増加させるか、又は10.4%に拡大したか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成30年度末における女性の基幹的農業従事者(推計)に対する被保険者数の割合(以下「女性被保険者割合」という。)は10.6%(推計)となった。 中期計画においては、女性被保険者割合を年1.6ポイント増加させるか、又は令和4年度末までに同割合を17%に拡大するとしている。 また、平成30年度計画においては、年度末までに女性被保険者割合を10.4%に拡大させるとしている。 平成30年度末における女性被保険者割合10.6%は、平成29年度末の9.3%から1.3ポイント増加となり、毎年度の増加割合目標(1.6ポイント)を0.3ポイント下回っているが、平成30年度計画で示された10.4%を0.2ポイント上回っている。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：b 平成30年度における女性の基幹的農業従事者に対する女性の被保険者数の割合は、10.6%と推計され、平成30年度計画で示された10.4%を0.2ポイント上回っていることから、b評定とした。  (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>	<p>評定</p>

啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。									
<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。</p> <p>このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>上記(1)及び(2)の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。</p> <p>また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>上記(1)及び(2)の目標達成に向け、以下の活動を行います。</p> <p>ア 「平成30年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p> <p>イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活性化を図ります。</p> <p>ウ 都道府県間の</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。</li> <li>加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小(新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか)。</li> </ul> <p>ア 「平成30年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。</p> <p>イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア 新規就農者を含む若い農業者や女性農業者等を加入推進の重点的な対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「平成30年度における農業者年金加入推進の取組方針」を平成30年4月1日付けで各業務受託機関に発出した。</p> <p>また、農業委員会組織及びJA組織との共通の運動目標である「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」(平成30年度～令和2年度)を踏まえた都道府県段階と市町村段階の新規加入の目標を設定するよう、「第4期中期目標期間における新規加入の目標設定について」を平成30年4月1日付けで各業務受託機関に発出した。</p> <p>取組方針においては、第4期中期目標における加入推進の目標に加え、農業委員会組織及びJA組織が設定した都道府県別新規加入者に関する目標の達成に向けた主要課題と加入推進の基本方針と重点対象、各段階における取組内容等を具体的に記述しており、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において当該取組方針の詳細な説明を行い、取組の徹底を図った。</p> <p>なお、平成30年度における農業委員会組織及びJA組織が設定した都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況(全都道府県平均)は、全体の新規加入者が81.8%、20歳以上39歳以下の新規加入者が69.4%、女性の新規加入者が78.1%であった。</p>	<p>イ 都道府県段階の受託機関と基金との共催で、全国46会場で加入推進部長等を対象にした「加入推進特別研修会」を開催した。同研修会では、基金の役職員による制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催県内の加入推進事例の発表</li> <li>農家自身の取組による加入推進事例の紹介</li> <li>ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較</li> <li>加入推進の取組についてのグループディスカッション</li> </ul> <p>等を実施し、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活性化を図った。</p> <p>その際、同研修用テキストについては、これまでの加入推進活動における各地の優良事例を追加し、紹介した。</p> <p>また、全国的な影響力のある農業者リーダーの方々を広域推進協力員として基金が委嘱し、農業者年金についての各種PR活動を展開しているところであるが、同リーダーの農業者年金の必要性についての発</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：a</p> <p>ア 若い農業者や女性農業者を重点とする加入推進の取組方針を作成し、業務受託機関に対する説明等を通じた当該取組方針の徹底を図った。</p> <p>イ 「加入推進特別研修会」を開催し、全国46会場で制度の理解の増進と加入推進活動の活性化を図った。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けた取組を計画的に実施したことにより、重点県及び特別重点県における新規加入実績の前年度比がその他の地域の前年度比の120%となり、2県が次年度の重点都府県から外れるなど、目標を上回る成果があった。</p> <p>これらのことから、a 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>		

加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、平成29年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施します。

の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。  
 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、平成29年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。

言を同研修会用テキストに掲載し、活用した。  
 これらの研修の結果、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会初参加者（参加者の37%）では、参加前の55%から、参加後は83%へ増加した（参加者全体では69%から83%へ増加）。  
 さらに、同研修会参加者アンケート結果を業務受託機関にフィードバックして、より効果的な研修会とするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の持ち方に反映させた。

ウ 平成30年度は、重点都府県として10県を指定し、役員等を派遣して、市町村、JA巡回意見交換会を65市町村・JAを対象に実施し、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。

また、特別重点都府県として2県を指定し、市町村、JA巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務委託機関及び関係機関による協議を通じ、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、特別活動計画の実施状況の把握を行い、加入推進の強化を図った。

これらの取組の結果、新規加入者数の対前年度比は、これらの地域以外では90%であったのに対し、重点県及び特別重点県では108%となった。

なお、重点県10県のうち2県が、加入推進目標の達成状況の向上により、平成31年度の重点都府県から外れることとなった。

新規加入者数の対前年度比

重点都府県	重点以外の都府県	全国
108% (10県)	90%	93%

(4) 加入推進活動の効果検証  
 効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。

(4) 加入推進活動の効果検証  
 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。

<主な定量的指標>  
 <その他の指標>  
 <評価の視点>  
 ・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取

<主要な業務実績>  
 ① 新規加入者アンケートを実施し、加入の決め手は、全体としては戸別訪問、若い人や女性は家族からの勧めの割合が高いこと、制度を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳しい説明を聞く機会がなかったことが最も多いこと等を把握した。  
 ② また、過去の実績報告書、優良事例調査等により、戸別訪問等の活動をしっかり行っているところほど加入実績がでていること、女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること、加入実績のでている市町村・JAは、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均の何倍も実施していること等を定量的に把握した。  
 ③ これらの検証結果については、ブロック会議等の場で、受託機関に提示して、取組の徹底と改善に向けて協議を行うとともに、平成30年度下期における市町村段階での戸別訪問の着実な実施、加入推進名簿

<評定と根拠>  
 評定：b  
 ① 新規加入者へのアンケート調査等を行い、その結果分析を加入推進の取組に活用した。  
 ② 業務受託機関の活動実績や優良事例調査分析等の検証を行い、それをベースに業務受託機関との間で加入推進に向けた協議を行った。これらのことから、b評定とした。  
 (評定区分)  
 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある

評定

		また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。	組の効果を検証したか。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。	の更新、対象者の絞り込み、女性加入推進部長による取組の強化を都道府県段階の受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要請したほか、平成31年度の加入推進の取組方針に反映させた。 また、優良事例等加入推進に活用できるデータをホームページに掲載した。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
(4) ホームページ等による情報の提供 ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集す	(5) ホームページ等による情報の提供 農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。 なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者	(5) ホームページ等による情報の提供 ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供します。また、若い農業者や女性農業者等を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供します。 イ ホームページについては、国	<主な定量的指標>  <その他の指標> ・アライド・ブレインズ(株)が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査  <評価の視点> ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。 また、若い農業者や女性農業者等を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によ	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレット等に加え、若い農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットをそれぞれ作成し、業務受託機関に提供し、業務受託機関において、新規就農者が集まる機会、新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用し、これらのリーフレットの配布・説明等を通じた働きかけが行われた。 また、加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーの農業者年金の魅力についての対談記事をホームページで情報発信するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報もホームページで発信した。その際、ホームページに掲載した情報は、制度紹介動画や年金試算も含めてスマートフォンでも見られる対応を行っている。 さらに、業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等を情報収集し、上記のリーフレットとともに、加入推進名簿の作成・活用の仕方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動を分かりやすく伝える動画を業務受託機関が随時ダウンロードして活用できるよう対応している。 加えて、農林水産省が設置・配信している「経営局フェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」、「農業女子プロジェクトフェイスブック」を活用し、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行った。 イ ホームページについては、障害の有無に関わらず全ての国民が必要な情報にアクセスできるよう全ページに対して、ウェブアクセシビリティの点検を行い、ウェブアクセシビリティ上問題のあるページについて改善を図った（アライド・ブレインズ(株)が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査では、昨年度のIランクからDランク（調査対象独立行政法人86中5番目）に	<評定と根拠> 評定：b ア 各種のリーフレット等を作成し、農業者や業務受託機関に提供するとともに、ホームページ等を通じて加入者・受給権者の声の紹介、新規加入の状況等を発信した。 イ ホームページについて、全ての国民が必要な情報にアクセスできるよう、全ページに対するウェブアクセシビリティの点検を行い改善を図った。 ウ 若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用するとともに、これらの者に対するPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。これらのことから、b評定とした。  (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定

<p>る研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組めます。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。</p>	<p>て情報提供したか。</p> <p>イ リーフレットの作成・提供、ホームページでの情報発信を行ったか。</p> <p>ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。</p> <p>制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。</p>	<p>改善)。</p> <p>ウ 全国段階の業務受託機関においては、JA全国青年大会・JA全国女性大会ブロック青年大会等において制度のPR動画を放映した。</p> <p>また、都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者や女性農業者等が集まる機会、新規就農者を含めた農業協同組合の青年部及び女性部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用し、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけが行われた。</p> <p>加えて、基金においては、女性農業者の加入推進が図られるよう、女性農業委員会組織と連携し、女性農業委員会組織の研修会等を活用し、基金から制度の紹介を行うとともに、新たに、JA青年部委員長会議と農業大学校において講演を行い、制度の周知に努めた。</p>	
---	--	---	--	---	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行います。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <評価の視点> ・業務改善を推進するため、改善点の検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。	<主要な業務実績> 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、以下の業務についての改善を推進した。 ・ マイナンバーの利用事務として、戸籍関係情報（令和5年から運用予定）との情報連携を行うこととしており、その具体的な取組について、業務部を中心とした体制で業務改善に向けた検討を行い、検討結果を主務省に説明した。 ・ 現行の農業者年金記録管理システムについて、令和4年度にハード（サーバー）の更新を迎えるにあたり、「次期システム構築検討委員会」を設置し、改善点の検討・洗い出しを行うとともに、次期システムのビジョン及びロードマップを作成の上、進捗管理を行った。 なお、ロードマップについては、検討状況の変化に応じて適宜見直しを行うこととしている。 ・ 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担軽減を図るため、グループウェア（webメール、掲示板、スケジュール等を活用）を導入し、役職員の職務の遂行に必要とする情報が適時かつ適切に伝達及び共有される情報システムを整備した。	<評価と根拠> 評価：B 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討及び次期システムの構築に向けた改善点の検討・洗い出しを行うとともに、ロードマップを作成の上、進捗管理を行った。 また、グループウェアを導入し、事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減を図ったことから、B評価とした。  (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善	評価	

	組を計画的かつ着実に推進する。	化の取組を計画的かつ着実に推進します。		を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	-----------------	---------------------	--	----------------------------------	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14% (29年度)	30.66% (対前年比117.3)					
		農業協同組合 32.11% (29年度)	35.70% (対前年比111.2)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
2 電子化の推進 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その	2 電子化の推進 1のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 その際、特に、農業者年金記録管理シ	2 電子化の推進 ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進します。 その際、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組みます。			B	評価		

更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。

テムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組む。

(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進  
 利用可能な業務受託機関の全てが利用することを目指し、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。  
 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。

(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進  
 基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組みます。  
 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を上回るようにします。

<主な定量的指標>  
 <その他の指標>  
 <評価の視点>  
 ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか。  
 ・同システムを利用した届出書等の作成割合が平成29年度実績を上回ったか。

<主要な業務実績>  
 都道府県業務担当者会議において、「システム普及拡大取組方針」の周知を図り、特に、処理状況確認機能の活用について、市町村受託機関担当者に対してシステムの利用促進とともに、働きかけを依頼した(平成30年4月)。  
 また、都道府県受託機関主催のシステム研修に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システム利用促進に取り組んだ(平成30年度実績 22県 延べ32日、平成29年度実績 14県、延べ21日)。  
 これらの取組により、平成30年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに平成29年度実績を上回った。

受託機関	29年度	30年度	対前年度比
農業委員会	26.14%	30.66%	117.3
農業協同組合	32.11%	35.70%	111.2

なお、全受託機関を対象とした、システムの利用頻度やシステムを利用しない理由等を調査し、課題解決に向けた取組を行った。

<評価と根拠>  
 評価：b  
 都道府県業務担当者会議におけるシステム利用の呼びかけや市町村受託機関が参加するシステム研修会におけるシステム利用のメリット、操作方法の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組んだことにより、平成30年度の農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が平成29年度実績を上回ったことから、b評価とした。  
 (評価区分)  
 s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある  
 a：数値の達成度が120%以上  
 b：数値の達成度が100%以上120%未満  
 c：数値の達成度が80%以上100%未満  
 d：数値の達成度が80%未満

評価

(2) マイナンバーによる情報連携  
 適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ

(2) マイナンバーによる情報連携  
 適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ

<主な定量的指標>  
 <その他の指標>  
 <評価の視点>  
 ・適正かつ効率的な事務

<主要な業務実績>  
 マイナンバーによる情報連携として、平成30年4月の新規加入者分からマイナンバーを利用した政策支援加入申出者の税情報(農業所得)の照会を開始して以降、毎月情報連携事務を実施している。作業を通じて得たノウハウを作業マニュアルの見直しに活かし、円滑かつ適切な事務を行った。

<評価と根拠>  
 評価：b  
 マイナンバーによる情報連携として、税情報照会に初めて取り組み、業務手順の見直しを行いながら、着実に実施しており、b評価とした。

評価

	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。</p>	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組めます。</p>	<p>処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。</p>		<p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b : 取組は十分である</li> <li>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul>	
--	--	--	---	--	---	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一般管理費削減率	効率化除外経費を除き対前年度比△3%以上	△3.0%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△4.5%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)					
事業費削減率	対前年度比△1%以上	△4.7%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△1.1%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制			B	評価									
<p>(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行う。 このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達</p>	<p>(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、対前年度比で1%以上の削減を行います。 このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ・一般管理費削減率。  &lt;その他の指標&gt; ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 一般管理費（人件費を除く。）の予算については、平成30年度からの中期計画期間において算定方法が変更され、効率化除外経費を除く効率化対象経費について対前年度比で平均3%以上削減することとされた。 平成30年度の算定方法に合わせて、平成29年度の予算額を補正し、平成30年度の効率化除外経費に相当する額を控除した残額部分とを比較した結果、対前年度比で4.5%減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">29年度予算</td> <td style="text-align: center;">30年度予算</td> <td style="text-align: center;">削減率</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: center;">260,599</td> <td style="text-align: center;">248,901</td> <td style="text-align: center;">△4.5</td> </tr> </table>		29年度予算	30年度予算	削減率	一般管理費	260,599	248,901	△4.5	<p>b</p> <p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、平成29年度予算を補正し、平成30年度予算と比較した結果、対前年度比で△4.5%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上</p>	<p>評価</p>	
						29年度予算	30年度予算	削減率							
一般管理費	260,599	248,901	△4.5												

	<p>等を行う。</p> <p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p>	<p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費削減率。</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。</li> <li>・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>事業費の予算については、対前年度比で1%以上削減する計画を踏まえつつ、中期目標期間中の執行残も考慮し、当初予算比で1.1%減となった。</p> <p>(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1270 533 2030 621"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度予算</th> <th>30年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>1,862,056</td> <td>1,841,589</td> <td>△1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度予算については、前中期目標期間における平成28年度までの執行残70百万円を繰り越しているため、その分を加算している。</p>		29年度予算	30年度予算	削減率	事業費	1,862,056	1,841,589	△1.1	<p>120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上</p> <p>100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p> <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>事業費(業務委託費)については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、30年度予算の削減率は△1.1%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p> <p>b：数値の達成度が100%以上</p> <p>120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上</p> <p>100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p>	<p>評価</p>
	29年度予算	30年度予算	削減率											
事業費	1,862,056	1,841,589	△1.1											
<p>(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページ</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を毎年度公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表します。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果について</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与規程等の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指数の公表。</li> <li>・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレス指数を公表しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>給与水準の適正化については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の状況を踏まえ、基金の給与規程等について国家公務員同様の見直しを行った。</p> <p>なお、給与規程等の見直しの内容、平成30年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果については、令和元年6月末にホームページで公表する。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程等の見直しを行った。また、その見直し内容、平成30年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果を、令和元年6月末にホームページで公表することから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p>評価</p>								

<p>ジにおいて公表する。</p>	<p>証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>ホームページにおいて公表します。</p>	<p>・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか。</p>	<p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
-------------------	-------------------------------------	-------------------------	--	-----------------------------------	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一者応札・応募件数	前中期計画期間の 平均（6件）以下		6件					
随意契約件数	前中期計画期間の 平均（8件）以下		8件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>4 調達の合理化</b> 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」（平成27年5 月25日総務大臣決定）に 基づき策定する「調達 等合理化計画」につい て着実に実施する。	<b>4 調達の合理化</b> 公正かつ透明な調達 手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づき基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにする。	<b>4 調達の合理化</b> 公正かつ透明な調達 手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づき基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにします。	<主な定量的指標> ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 <その他の指標> ・一般競争入札等の実 施。 <評価の視点> ・契約について、原則と して一般競争入札に よるものとするほか、 適正化を推進してい るか。	<主要な業務実績> 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、基金 ホームページにおいて、入札案件の仕様書等の電子配布及び今後の発注予 定案件の事前公表を行った。 その結果、平成30年度における競争性のない随意契約件数は8件、一者 応札・応募件数は6件となり、調達等合理化計画で掲げる目標（随意契約 8件以内、一者応札・応募6件以内）の範囲内となった。	<評価と根拠> 評価：B 調達等合理化計画に基づき、競争参 加者増加のための取組を行った成果 として、随意契約等の件数が目標の範 囲内となったことから、B評価とし た。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善 を要する D：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	評価	

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評価		
(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の 動向等に対応して、 業務全体を効率的か つ効果的に運営でき る体制を確保する観 点から、組織の体制 及び運営について継 続的に点検し、必要 に応じ、適切な組織 体制や人員配置への 見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の 動向等に対応して、 業務全体を効率的か つ効果的に運営でき る体制を確保する観 点から、組織体制及 び運営について継 続的に点検し、必要 に応じ、適切な組織 体制や人員配置への 見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の 動向等に対応して、 業務全体を効率的か つ効果的に運営でき る体制を確保する観 点から、組織の体制 及び運営について継 続的に点検し、必要 に応じ、適切な組織 体制や人員配置への 見直しを行います。	<主な定量的指標>  <その他の指標> ・組織体制及び運営につ いての継続的 point 検 ・必要に応じた適切な組 織体制や人員配置へ の見直し  <評価の視点> ・組織体制及び人員配置 について継続的な点 検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組 織体制や人員配置へ の見直しを行ってい るか。	<主要な業務実績> 組織体制及び運営については、経営管理会議、役員部課長会、リスク管 理委員会等の各種委員会や外部有識者等で構成する運営評議会等の委員 会での意見や基金管理職からのヒアリング及び職員面談等を通じた、継続 的な点検を行うことにより、組織体制と人員配置の見直しを行った。	<評価と根拠> 評価：b 組織体制及び運営について継続的 な点検を行い、組織体制と人員配置の 見直しを行ったことから、b 評価とし た。  (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善 を要する d：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	評価		
(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行 計画」(平成29年3月 28日働き方改革実現 会議決定)を踏まえ、	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行 計画」(平成29年3月 28日働き方改革実現 会議決定)を踏まえ、	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行 計画」(平成29年3月 28日働き方改革実現 会議決定)を踏まえ、	<主な定量的指標>  <その他の指標> ・ワークライフバランス の改善	<主要な業務実績> ・超過勤務については、時間外勤務の事前命令を徹底したことにより、 平成29年度に比較し、基金全体として減少した。 ・ワークライフバランスの改善については、男性職員の育児休業に係る 関係規程等の見直しと周知を行った結果、1名が育児休業を取得した。	<評価と根拠> 評価：b 超過勤務の縮減、ワークライフバラ ンスの改善に向けた規程等の改正、専 門研修の実施や職員各自の研修会等	評価		

<p>業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進します。</p>	<p>・専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。</p>	<p>・ 研修実施計画に基づき資金部職員の専門研修を行なった他、業務に関する専門的知識の修得を図るため、国や民間の専門機関の研修会、講習会を受講できるよう取り組んだ。</p> <p>・ 資格取得支援については、次の資格取得に対し受講料、受験料等の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定 2 級                    1 名</li> <li>・ 証券アナリスト 1 次試験        1 名</li> <li>・ 宅地建物取引士                    1 名</li> </ul>	<p>の受講及び資格取得者支援に取り組んだことから、b 評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
--	--	---	--	--	---

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項					
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> ・「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。	<主要な業務実績> 第4 期中期目標期間（平成30～34年度）においては、業務の効率化を進め、一般管理費（※）については対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については対前年度比で1%以上の削減を行うこととしており、この方針通りに平成30年度計画の予算を作成し、運営を行った。 ※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。	<評定と根拠> 評定：b 業務の効率化に関する事項を踏まえた平成30年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったことから、b 評定とした。  (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	
2 決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決	<主な定量的指標> <その他の指標>	<主要な業務実績> 平成30年度決算においてセグメント情報を整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。	<評定と根拠> 評定：b セグメント情報を整理し、速やかに基金ホームページで公表する予定であることから、	評定	

	点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。		b 評定とした。  (評定区分) b : 速やかに開示している d : 速やかに開示していない	
3	業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築します。	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の業務)ごとに平成30年度当初の予算配分を行った上で、第4四半期の開始前まで(平成30年12月)に、収益化単位ごとの期中の執行状況とその後の執行見込みを踏まえて予算の再配分を行った。	<評定と根拠> 評定 : b 計画のとおり、収益化単位の業務ごとに平成30年度予算の当初配分及び再配分を適切に行ったことから、b 評定とした。  (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定
4	貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、債権分類の見直し及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。	<主要な業務実績> 1 債権分類の見直し及び適切な債権の管理・回収 すべての債権について、平成29年度末現在の状況に対応して、債権分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。 2 担保物件の確認及び評価の見直し すべての債権について、担保物件の確認を行った上で、評価の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定 : b すべての債権について、債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても評価の見直しを行ったことから、b 評定とした。  (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定

5 長期借入金の適切な実施  
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

(5) 長期借入金の適切な実施  
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

(5) 長期借入金の適切な実施  
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。

<主な定量的指標>  
<その他の指標>  
・市中金利情勢等。  
・応札倍率。  
<評価の視点>  
・極力有利な条件での借入れを行っているか。

<主要な業務実績>  
法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。

借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限
30年11月5日	1機関	22,400	0.000%	31年8月6日
31年2月5日	1機関	32,400	0.000%	34年8月4日

- ①平成30年11月5日借入分
- ・競争入札における応札倍率：5.76倍
  - ・入札日（平成30年10月23日）における市中金利  
国債：△0.160%、政府保証債：△0.044%
  - ・同時期実施の特別会計（※）借入金（1年）：0.000%  
（※）エネルギー対策特別会計

- ②平成31年2月5日借入分
- ・競争入札における応札倍率：4.71倍
  - ・入札日（平成31年1月23日）における市中金利  
国債：△0.165%、政府保証債：△0.034%
  - ・同時期実施の特別会計（※）借入金（5年）：0.000%  
（※）国有林野事業債務管理特別会計
  - ・基金のIR活動先 4金融機関

(参考)  
日本銀行によるマイナス金利導入（平成28年1月29日）後の借入状況

借入年月日	応札倍率	借入利率(平均金利)	借入期間
29年2月3日	2.35	0.1022%	5年
29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度
30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度
30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度
31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度

<評定と根拠>  
評定： a  
金利低下が一段と進み、市中金融機関の応札が消極化する中であっても、支援業者と連携し丁寧な入札参加者の招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、期間1年未満の借入を導入する等借入期間の調整や借入金額の平準化を図ったことにより、平成30年度に実施した2回の借入とも利率が事実上最も低い0.000%となったことから、a評定とした。

(評定区分)  
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある  
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
b：取組は十分である  
c：取組はやや不十分であり、改善を要する  
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画													
	別紙	別紙	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費削減率。</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。</li> <li>削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (再掲)</p> <p>一般管理費（人件費を除く。）の予算については、本年度からの中期計画期間において算定方法が変更され、効率化除外経費を除く効率化対象経費について対前年度比で平均3%以上削減することとされた。</p> <p>平成30年度の算定方法に合わせて、平成29年度の予算額を補正し、平成30年度の効率化除外経費に相当する額を控除した残額部分とを比較した結果、対前年度比で4.5%減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>29年度予算</td> <td>30年度予算</td> <td>削減率</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>260,599</td> <td>248,901</td> <td>△4.5</td> </tr> </table>		29年度予算	30年度予算	削減率	一般管理費	260,599	248,901	△4.5	B	<p>&lt;評価と根拠&gt; (再掲)</p> <p>評価：b</p> <p>一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、平成29年度予算を補正し、平成30年度予算と比較した結果、対前年度比で△4.5%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上120%未満</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上100%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度合が80%未満</p>	評価
	29年度予算	30年度予算	削減率												
一般管理費	260,599	248,901	△4.5												
			<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費削減率。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>事業費の予算については、対前年度比で1%以上削減する計画を踏まえ</p>		<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p>									

		<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。</li> <li>・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</li> </ul>	<p>つつ、中期目標期間中の執行残も考慮し、当初予算比で1.1%減となった。</p> <p>(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1258 268 2021 359"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度予算</th> <th>30年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>1,862,056</td> <td>1,841,589</td> <td>△1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度予算については、前中期目標期間における平成28年度までの執行残70百万円を繰り越しているため、その分を加算している。</p>		29年度予算	30年度予算	削減率	事業費	1,862,056	1,841,589	△1.1	<p>事業費（業務委託費）については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、平成30年度予算の削減率は△1.1%となったことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</li> <li>a : 数値の達成度合が120%以上</li> <li>b : 数値の達成度合が100%以上120%未満</li> <li>c : 数値の達成度合が80%以上100%未満</li> <li>d : 数値の達成度合が80%未満</li> </ul>	
	29年度予算	30年度予算	削減率										
事業費	1,862,056	1,841,589	△1.1										
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>予算、収支計画、資金計画。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。(予算、収支計画、資金計画の計画と実績とに比較は財務諸表を参照。)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： b</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、 b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b : 取組は十分である</li> <li>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul>									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—					・運営費交付金の受入遅延による場 合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難と なった場合等の限度額は702億円
	702億円(限度額)		—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額					
	1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受 入れの遅延。  2 702億円 (想定される理由) 独立行政法人農業 者年金基金法附則第 17条第2項の規定に 基づく長期借入金の 一時的な調達困難。	1 運営費交付金の受入 れの遅延による資金の 不足となる場合におけ る短期借入金の限度額 は、2億円とします。  2 独立行政法人農業者 年金基金法(平成14年法 律第127号)附則第17条 第2項の規定に基づく 長期借入金に関して、 一時的に調達が困難に なった場合等の短期借 入金の限度額は、702億 円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額。  <その他の指標>  <評価の視点> ・借入限度額の範囲内で あったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評価と根拠> 評価：—  (評価区分) B：限度額の範囲である D：限度額の範囲を超えた		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第6 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			B	評価	
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・専門研修の実施 ・業務量に応じた適正な人員配置 <評価の視点> ・専門的知識を有する人材の育成を図る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか	<主要な業務実績> 農業者年金基金に採用された職員に対し、農業者年金基金の業務全般についての知識の習得のため、新任者研修を行なうとともに、新任者研修の拡充として、年金制度は厚生労働省、農地法は農林水産省、年金資金の運用は研究機関から外部講師を招いて行った。 また、資金部の職員については、資金運用の通信講座やセミナーへ参加した。 基金内部における各種会議、管理職からのヒアリング及び職員面談等を通じ、基金全体の業務量を適切に見積もるとともに、業務量に応じた人員配置を行った。	<評価と根拠> 評価：b 新任者研修や専門研修等を実施し人材の育成を図った。 また、ヒアリング等を行ない業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b評価とした。  (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	

	<p>(2) 人員に関する指標          期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。</p> <p>(参考1)          期初の常勤職員数          74人</p> <p>(参考2)          中期目標期間中の人件費総額見込み          3,330百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標          年度末の常勤職員数を74人とします。</p> <p>(参考)          人件費総額見込み          666百万円</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ・常勤職員数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;          ・常勤職員数が74人を上回っていないか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          平成30年度末の常勤職員数を72人とした。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b          常勤職員数は72人であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)          s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある          a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある          b：取組は十分である          c：取組はやや不十分であり、改善を要する          d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>
--	---	---	---	---	---	-----------

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p><b>2 積立金の処分に関する事項</b></p> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費</p> <p>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p> <p>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p> <p>(4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定に</p>	<p><b>2 積立金の処分に関する事項</b></p> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費</p> <p>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p> <p>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p> <p>(4) 旧年金勘定と農地</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金の経費への充当。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立金の処分が適切であるか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>当中期目標期間期首に繰越承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（390百万円）については、平成30年度における旧年金給付費の支払い等の一部に充当した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、定められた経費の一部に充当したことから、B評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>B：積立金の処分は適切である</p> <p>D：積立金の処分は不適切である</p>	評価	

	<p>における前中期目標 期間から繰り越し た貸付金債権の償 却にかかる費用 (5) 前中期目標期間中 に自己収入財源で 取得し、本中期目標 期間へ繰り越した 無形固定資産の減 価償却に要する費 用等</p>	<p>売買貸借等勘定にお ける前中期目標期間 から繰り越した貸付 金債権の償却にかか る費用 (5) 前中期目標期間中 に自己収入財源で取 得し、本中期目標期 間へ繰り越した無形 固定資産の減価償却 に要する費用等</p>			
--	--	---	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>1 内部統制の充実・強化</b> 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制	<b>3 内部統制の充実・強化</b> 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制シス	<b>3 内部統制の充実・強化</b> 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役員への周知	<主な定量的指標> <その他の指標> ・理事長による内部統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役員員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年	<主要な業務実績> 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役員員の行動指針」を見直し、見直し後の行動指針に従って業務に取り組むよう、役員員に指示し、周知徹底を図った。 また、「内部統制に関する基本方針」に基づき、経営管理会議を四半期に1回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行った。	B <評定と根拠> 評定：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役員員の行動指針」を見直し、役員員への周知を図ったこと、また、経営管理会議を通じた、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行ったことから、b評定とした。 (評定区分)	評定	
						評定	

<p>システムの充実・強化に取り組む。</p>	<p>システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p>	<p>年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。</p>		<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt; ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 &lt;評価の視点&gt; ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; コンプライアンス委員会を上半期（平成30年9月）、下半期（平成31年3月）に開催し、コンプライアンス推進計画の取組状況について報告した。 研修については、役員・部課長を対象とした「セクハラ・パワハラ研修」を実施し、コンプライアンスの推進を行った。 「コンプライアンス推進計画」及び推進計画の取組状況はコンプライアンス委員会に報告後、ホームページで公表した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 : b コンプライアンス委員会を開催し、計画的な取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修を実施した。 また、コンプライアンス推進の取組状況をホームページで公表したことから、b評価とした。  (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p>
	<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクと</p>	<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクと</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ①外部専門家の参加を得て、リスク管理委員会を上半期（平成30年8月）と下半期（平成31年2月）に開催。前年度下半期のリス</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 : b リスク管理行動計画に沿い、外部専門</p>	<p>評価</p>

<p>して識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。</p>	<p>して識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を上半期と下半期に開催し、外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底します。</p>	<p>・リスク管理委員会の開催          &lt;評価の視点&gt;          ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。</p>	<p>ク管理委員会にて確認された平成30年度リスク管理行動計画に沿い、上半期では、「リスク対応方針の修正」、「リスク管理項目の洗い直し」、「リスク管理項目ごとのリスク評価と優先順位の見直し」及び「リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルの見直し」等について、報告・議論を行った。          また、下半期には、基金全体としてのリスク対応方針に従った適切なリスク管理がなされているか、発生した問題や顕在化した原因は何か、その対応として何が必要か等について、報告・討議を行うとともに、平成31年度リスク管理行動計画の確認を行った。          ②リスク管理項目の中で、重点項目と位置づけた項目等については、平成30年10月及び12月に開催された経営管理会議においてモニタリングを行った。</p>	<p>家の参加を得て、リスク管理委員会を開催し、リスク管理マニュアルの見直し等を行うとともに、経営管理会議においてモニタリングを行ったことから、b 評定とした。          (評定区分)          s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある          a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある          b : 取組は十分である          c : 取組はやや不十分であり、改善を要する          d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(4) 内部監査          内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画(注)に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。          (注) 内部監査計画及び内部監査実施計画</p>	<p>(4) 内部監査          内部統制の充実・強化に資するため、内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務についてリスクアプローチの手法を取り入れて内部監査を実施します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          &lt;その他の指標&gt;          &lt;評価の視点&gt;          ・内部監査を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          内部監査については、内部監査年度計画においてリスク管理項目のうち、その影響が大きく重要なものを重点監査項目に設定し、その項目に対するリスクコントロールの実施状況等を調査した。          また、内部監査結果を「平成30年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定 : b          内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、b 評定とした。          (評定区分)          s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある          a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある          b : 取組は十分である          c : 取組はやや不十分であり、改善を要する          d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。</li> <li>情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。</li> <li>CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア 情報セキュリティポリシーの一部改正及び情報セキュリティ対策の実施手順書（6つの手順書）の策定及びCSIRT体制について、上半期の情報セキュリティ委員会（平成30年7月19日開催）において承認され、平成30年8月3日に施行した。</p> <p>また、下半期の情報セキュリティ委員会（平成31年3月14日開催）では、情報セキュリティの確保に向けた当該年度の主な取組を確認するとともに、次年度における情報セキュリティ関係規程の改正に向けた取組についても確認を行った。</p> <p>イ 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を行うとともに、点検結果を評価し、その内容をパソコン起動時に画面表示させるなどの取組を行い、情報セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p>ウ 情報セキュリティ監査（外部監査）を平成30年11月～平成31年2月に実施した。監査結果を踏まえ、セキュリティ関係規程の見直しを行い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回していくこととした。</p> <p>エ サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づくフォローアップとして、独立行政法人情報処理機構による資料確認及び質疑等を受けたところ、過年度の情報セキュリティ監査後、改善の取組が進められていることが確認された（平成30年12月）。</p> <p>オ CSIRTに関しては、平成30年8月3日に農業者年金基金CSIRT</p>	<p>B</p> <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティポリシーの一部改正や情報セキュリティ対策の6つの実施手順書等を踏まえた、情報セキュリティ対策に関する具体的な対応・手続を明確にするとともに、自己点検を通じた情報セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p>また、情報セキュリティ監査（外部監査）による評価を踏まえた見直しを行うこととしており、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>さらに、情報セキュリティインシデント対応訓練により、サイバー攻撃に対する組織対応能力の強化を図る取組を行った。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を</p>	評価		
						評価		

<p>また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内にCSIRTを構築する。</p>	<p>改善を図ります。 また、基金内にCSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化します。</p>		<p>体制を構築するとともに、CSIRT構築運用実施手順書を策定した。 また、情報セキュリティインシデントに対してCSIRTが適切に対応できるかについての確認とインシデント対応能力の強化のため、情報セキュリティインシデント対応訓練を実施した（平成31年2月）。 カ 農業者年金記録管理システムの保守運用受託業者との会議（月1回開催）には、CIO補佐官の参画により、情報セキュリティ対策等に係る助言を受け、セキュリティ対策の強化を図った。このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティ対策の実施手順書、同研修及び情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けた。</p>	<p>上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(2) 個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。 そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダー</p>	<p>(2) 個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。 そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; &lt;その他の指標&gt; &lt;評価の視点&gt; ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ア 個人情報保護管理委員会（平成30年10月31日及び平成31年3月14日に開催）において、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報照会（農業所得）の状況を説明の上、不適正なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等についての確認を行った。 イ 個人情報監査（外部監査）を平成30年11月～平成31年2月に実施した。監査結果報告（平成31年2月）を踏まえ、個人情報保護管理関係規程の見直しを行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ることとしている。 ウ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、点検結果としては、対策の見直しを図る必要はない状況である。このことは、平成31年3月14日開催の個人情報保護管理委員会においても確認された。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：b 個人情報保護管理委員会において不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査（外部監査）結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。 これらのことから、b評定とした。  (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>

評定

	<p>ーシップの下、基金が多くの人情情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。</p>	<p>監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。</p>				
	<p>(3) 研修等の実施        役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。</p>	<p>(3) 研修等の実施        役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。        また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;        &lt;その他の指標&gt;        &lt;評価の視点&gt;        ・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;        ア 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を実施した(平成30年4月)。        イ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として総務省主催のeラーニングによる研修に参画し、全役職員が受講した(平成30年7月～平成31年2月)。        ウ 新たに制定された情報セキュリティ対策の実施手順書を含め、情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員を対象とした研修を実施した(平成30年9月25日～27日の3日間)。        エ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員を対象とし平成30年10月22日～11月9日に実施し、実施結果について役職員への周知を行った(平成30年12月20日にメールにて周知、平成31年1月10日～1月末にパソコン起動時の画面表示を実施)。        オ 標的型メール攻撃訓練を実施した(訓練を平成31年1月～2月で実施、訓練結果を平成31年3月27日掲示板により周知し、パソコン起動時の画面表示を平成31年3月28日～29日で実施した)。        カ 情報セキュリティインシデント対応訓練を実施し、その結果報告書を全役職員に共有することで、情報セキュリティ意識の向上を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;        評定：b        情報セキュリティ対策等に関する全役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を図るため、左記研修等の開催や情報の発信・提供に取り組んだことから、b評定とした。        (評定区分)        s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある        a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある        b：取組は十分である        c：取組はやや不十分であり、改善を要する        d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-5	情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
<b>3 情報公開の推進</b> 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	<b>5 情報公開の推進</b> 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	<b>5 情報公開の推進</b> 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づく適切な情報公開。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。	<主要な業務実績> ・ 役員の報酬等及び職員の給与水準（平成29年度） ・ 第4期中期目標期間（平成30～34年度）に係る事業計画 ・ 資産保有状況（平成29事業年度） 等をホームページに掲載し、情報公開を行った。	<評定と根拠> 評定：B 役員の報酬等及び職員の給与水準等の必要な情報について、ホームページで適切に情報公開を行ったことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等			B	評価	
<p>(1) 研修の充実</p> <p>農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。</p> <p>このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した研修を実施する。</p>	<p>(1) 研修の充実</p> <p>ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。</p> <p>年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>なお、研修終了後</p>	<p>(1) 研修の充実</p> <p>ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。</p> <p>年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。</p> <p>なお、研修終了後</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。</li> <li>・理解度テストの実施。</li> <li>・研修等の実施計画の策定。</li> <li>・職員の専門資格取得支援。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。</p> <p>理解度テストを実施しているか。</p> <p>研修等の実施計画を策定しているか。</p> <p>職員の専門資格取得支援を実施しているか。</p> <p>イ 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア 研修実施計画に基づき研修を実施しており、新任職員（11名）については、農業者年金基金の業務全般の知識習得のため、平成30年4月に新任職員研修を実施した。</p> <p>資金部の職員については、民間等の機関が主催する資産運用の通信講座やセミナー等を活用した。</p> <p>なお、基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを実施した。</p> <p>資格取得支援については、次の資格取得に対し受講料、受験料等の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日商簿記検定2級 1名</li> <li>・証券アナリスト一次試験 1名</li> <li>・宅地建物取引士 1名</li> </ul> <p>イ 都道府県段階の業務受託機関担当者に対して、①平成30年4月25日に新任者研修会、②平成30年5月22日、23日に新任者等業務研修会、③平成30年6月18日、19日に専門業務研修会を開催した。</p> <p>また、各研修会において、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにした。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>ア 研修実施計画を策定の上、新任者研修等を行い、研修終了後に理解度テストを実施するとともに、民間研修を活用した。</p> <p>イ 都道府県業務受託機関の担当者に対して、新任者研修会等を実施し、農業者年金制度の理解の向上に務めた。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	評価	

	<p>に理解度テストを実施する。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>に理解度テストを実施します。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催します。</p>	<p>新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。</p>	<p>なお、研修資料については、業務受託機関向けの分かりやすい手引きとして作成し、電子化した業務資料を、平成29年度以降の業務研修において統一的にテキストとして使用している。</p>		
<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。</p> <p>考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考査指導を実施する。</p> <p>イ 考査指導により</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>ア 考査指導実施計画に従って、市町村段階の業務受託機関に対して計画的・効率的に考査指導を実施します。</p> <p>考査指導においては、業務受託機</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考査指導の効果の浸透</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考査指導を実施したか。</li> <li>・考査指導の効果の浸透を図っているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 考査指導の実施にあたり、特に重要な事務処理方法の見直し等については、基金内の関係部署の協力を得て調査票の見直しを行った。</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導については、平成30年6月に平成30年度考査指導実施計画を策定し、平成30年6月から12月にかけて22道県において174の業務受託機関に対する定例考査指導を行った。</p> <p>② 前年度の考査指導の結果等について、平成30年4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び平成30年度の考査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県で開催する研修会・会議等を通じ周知を図るよう依頼した。</p> <p>③ 新たな取組として、定例考査指導等の対象とならなかった都道府県の市町村段階の業務受託機関への考査指導効果のより一層の浸透を図るとともに委託業務の適正かつ円滑な実施の確保に資するため、考査指導関係調査票を用いて定例考査指導の内容</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>定例考査指導については、平成30年度考査指導実施計画に従い左記のとおり計画的・効率的に実施したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b：取組は十分である</li> <li>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul>	<p>評定</p>

<p>注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。</p>	<p>把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。</p>	<p>関における事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて事務処理の質的向上に向けた指導を行います。</p> <p>イ 前年度の考査指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。</p>	<p>に準じた指導を行う集合考査指導（業務適正化研修）を導入し、2県において実施し、理解度アンケート調査の結果、「業務の参考となった」との回答が全体の96%を占め、一定の効果を得ることができた。</p>		
---	--	--	---	--	--

別 紙

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

平成30年度予算

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
運営費交付金	2,032	101	589	2,722	630	3,352
国庫補助金	1,106	0	0	1,106	0	1,106
国庫負担金	118,185	0	0	118,185	0	118,185
借入金	55,267	0	0	55,267	0	55,267
保険料収入	14,038	0	0	14,038	0	14,038
運用収入	0	1,819	0	1,819	0	1,819
貸付金利息	4	0	0	4	0	4
農地売渡代金等収入	44	0	0	44	0	44
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	190,675	1,920	589	193,185	630	193,815
支出						
業務経費	97,459	0	542	98,001	0	98,001
うち 農業者年金事業給付費	4,980	0	0	4,980	0	4,980
旧年金等給付費	90,901	0	0	90,901	0	90,901
還付金	232	0	0	232	0	232
長期借入関係経費	46	0	0	46	0	46
その他の業務経費	1,300	0	542	1,842	0	1,842
借入償還金	82,500	0	0	82,500	0	82,500
一般管理費	381	22	17	420	301	721
人件費	351	79	30	460	330	789
計	180,691	101	589	181,381	630	182,011

[人件費の見積り]

期間中総額677百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基

金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

**【特例付加年金勘定】**

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

**【農業者老齢年金等勘定】**

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

**【旧年金勘定】**

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

**【農地売買貸借等勘定】**

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

平成30年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計		法人共通		
収入														
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	259	29	123	411	411	111	522	
国庫補助金	1,106	0	1,106	0	0	0	0	0	0	0	1,106	0	1,106	
運用収入	0	70	70	0	51	51	0	0	0	0	121	0	121	
特例付加年金被保険者経 理より受入	0	0	0	486	0	486	0	0	0	0	486	0	486	
農業者老齢年金等勘定よ り受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1,106	70	1,177	486	51	537	259	29	123	411	2,125	111	2,236	
支出														
業務経費	486	0	486	154	0	154	133	0	109	242	883	0	883	
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	154	0	154	0	0	0	0	154	0	154	
特例付加年金受給権者 経理へ繰入	486	0	486	0	0	0	0	0	0	0	486	0	486	
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	133	0	109	242	242	0	242	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	76	6	5	88	88	54	141	
人件費	0	0	0	0	0	0	50	23	9	81	81	58	139	
計	486	0	486	154	0	154	259	29	123	411	1,051	111	1,163	

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理		合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計		法人共通		
収入														
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	494	72	466	1,032	1,032	267	1,299	
保険料収入	14,038	0	14,038	0	0	0	0	0	0	0	14,038	0	14,038	
運用収入	0	453	453	0	1,245	1,245	0	0	0	0	1,698	0	1,698	
農業者老齢年金被保険者経 理より受入	0	0	0	12,197	0	12,197	0	0	0	0	12,197	0	12,197	
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	14,038	453	14,491	12,197	1,245	13,442	494	72	466	1,032	28,965	267	29,232	
支出														
業務経費	13,370	0	13,370	3,880	0	3,880	217	0	432	649	17,899	0	17,899	
うち 農業者年金事業給付費	946	0	946	3,880	0	3,880	0	0	0	0	4,826	0	4,826	
還付金	227	0	227	0	0	0	0	0	0	0	227	0	227	
農業者老齢年金受給権 者経理へ繰入	12,197	0	12,197	0	0	0	0	0	0	0	12,197	0	12,197	
特例付加年金勘定へ繰 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	217	0	432	649	649	0	649	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	154	16	12	182	182	126	308	
人件費	0	0	0	0	0	0	123	56	21	201	201	141	341	
計	13,370	0	13,370	3,880	0	3,880	494	72	466	1,032	18,282	267	18,549	

旧年金勘定  
(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
収入					
運営費交付金	0	1,246	1,246	237	1,483
国庫負担金	118,185	0	118,185	0	118,185
借入金	55,267	0	55,267	0	55,267
諸収入	0	0	0	0	0
計	173,452	1,246	174,698	237	174,935
支出					
業務経費	90,952	941	91,893	0	91,893
うち 旧年金等給付費	90,901	0	90,901	0	90,901
還付金	5	0	5	0	5
長期借入関係経費	46	0	46	0	46
その他の業務経費	0	941	941	0	941
借入償還金	82,500	0	82,500	0	82,500
一般管理費	0	140	140	114	254
人件費	0	165	165	123	288
計	173,452	1,246	174,698	237	174,935

農地売買貸借等勘定  
(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
運営費交付金	32	16	48
貸付金利息	4	0	4
農地売渡代金等収入	44	0	44
諸収入	0	0	0
計	80	16	96
支出			
業務経費	9	0	9
うちその他の業務経費	9	0	9
一般管理費	11	7	18
人件費	13	8	21
計	32	16	48

## 平成30年度収支計画

総括

(単位:百万円)

区別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	108,177	5,347	589	114,113	651	114,764
經常費用	107,564	5,347	589	113,500	651	114,151
人件費	351	79	30	460	330	789
業務費	96,848	85	542	97,474	0	97,474
一般管理費	381	22	17	420	301	721
減価償却費	263	0	0	263	21	284
給付準備金繰入	9,721	5,161	0	14,883	0	14,883
財務費用	613	0	0	613	0	613
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	108,154	5,347	589	114,090	651	114,741
運営費交付金収益	2,032	101	589	2,722	630	3,352
国庫補助金収入	1,106	0	0	1,106	0	1,106
国庫負担金収入	35,685	0	0	35,685	0	35,685
財源措置予定額収益	55,267	0	0	55,267	0	55,267
保険料収入	13,824	0	0	13,824	0	13,824
運用収入	0	5,246	0	5,246	0	5,246
貸付金利息収入	4	0	0	4	0	4
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	236	0	0	236	21	257
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△22	0	0	△22	0	△22
目的積立金取崩額	26	0	0	26	0	26
総利益	4	0	0	4	0	4

平成30年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計			
費用の部	620	528	1,147	486	52	538	302	29	123	454	2,140	115	2,255
経常費用	620	528	1,147	486	52	538	302	29	123	454	2,140	115	2,255
人件費	0	0	0	0	0	0	50	23	9	81	81	58	139
業務費	0	11	11	154	0	154	133	0	109	242	408	0	408
一般管理費	0	0	0	0	0	0	76	6	5	88	88	54	141
減価償却費	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	4	47
給付準備金繰入	620	516	1,136	332	52	384	0	0	0	0	1,520	0	1,520
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1,106	528	1,634	0	52	52	302	29	123	454	2,140	115	2,255
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	259	29	123	411	411	111	522
国庫補助金収入	1,106	0	1,106	0	0	0	0	0	0	0	1,106	0	1,106
運用収入	0	528	528	0	52	52	0	0	0	0	580	0	580
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	4	47
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	486	0	486	△486	0	△486	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	486	0	486	△486	0	△486	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計			
費用の部	1,627	3,388	5,015	12,197	1,278	13,476	593	72	466	1,131	19,621	276	19,897
経常費用	1,627	3,388	5,015	12,197	1,278	13,476	593	72	466	1,131	19,621	276	19,897
人件費	0	0	0	0	0	0	123	56	21	201	201	141	341
業務費	1,175	73	1,248	3,880	0	3,880	217	0	432	649	5,777	0	5,777
一般管理費	0	0	0	0	0	0	154	16	12	182	182	126	308
減価償却費	0	0	0	0	0	0	99	0	0	99	99	9	108
給付準備金繰入	452	3,315	3,767	8,317	1,278	9,596	0	0	0	0	13,363	0	13,363
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	13,824	3,388	17,212	0	1,278	1,278	593	72	466	1,131	19,621	276	19,897
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	494	72	466	1,032	1,032	267	1,299
保険料収入	13,824	0	13,824	0	0	0	0	0	0	0	13,824	0	13,824
運用収入	0	3,388	3,388	0	1,278	1,278	0	0	0	0	4,666	0	4,666
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	99	0	0	99	99	9	108
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	12,197	0	12,197	△12,197	0	△12,197	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	12,197	0	12,197	△12,197	0	△12,197	0	0	0	0	0	0	0

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
費用の部	90,952	1,366	92,318	244	92,563
経常費用	90,339	1,366	91,705	244	91,950
人件費	0	165	165	123	288
業務費	90,339	941	91,280	0	91,280
一般管理費	0	140	140	114	254
減価償却費	0	120	120	8	127
財務費用	613	0	613	0	613
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	90,952	1,340	92,292	244	92,536
運営費交付金収益	0	1,246	1,246	237	1,483
国庫負担金収入	35,685	0	35,685	0	35,685
財源措置予定額収益	55,267	0	55,267	0	55,267
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	93	93	8	101
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△26	△26	0	△26
目的積立金取崩額	0	26	26	0	26
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	34	16	50
経常費用	34	16	50
人件費	13	8	21
業務費	9	0	9
一般管理費	11	7	18
減価償却費	1	0	2
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	38	16	54
運営費交付金収益	32	16	48
貸付金利息収入	4	0	4
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	1	0	2
臨時利益	0	0	0
純利益	4	0	4
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	4	0	4

## 平成30年度資金計画

総括

(単位:百万円)

区別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	190,675	1,920	589	193,185	630	193,815
業務活動による支出	98,191	101	589	98,881	630	99,511
投資活動による支出	9,937	1,819	0	11,756	0	11,756
財務活動による支出	82,500	0	0	82,500	0	82,500
翌年度への繰越金	48	0	0	48	0	48
資金収入	190,675	1,920	589	193,185	630	193,815
業務活動による収入	135,408	1,920	589	137,918	630	138,548
運営費交付金による収入	2,032	101	589	2,722	630	3,352
補助金等による収入	119,291	0	0	119,291	0	119,291
保険料収入	14,038	0	0	14,038	0	14,038
運用による収入	0	1,819	0	1,819	0	1,819
農地売渡代金等収入	44	0	0	44	0	44
貸付金利息収入	4	0	0	4	0	4
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	55,267	0	0	55,267	0	55,267
借入金による収入	55,267	0	0	55,267	0	55,267
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0



旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
資金支出	173,452	1,246	174,698	237	174,935
業務活動による支出	90,952	1,246	92,198	237	92,435
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	82,500	0	82,500	0	82,500
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	173,452	1,246	174,698	237	174,935
業務活動による収入	118,185	1,246	119,431	237	119,668
運営費交付金による収入	0	1,246	1,246	237	1,483
補助金等による収入	118,185	0	118,185	0	118,185
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	55,267	0	55,267	0	55,267
借入金による収入	55,267	0	55,267	0	55,267
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	80	16	96
業務活動による支出	32	16	48
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	48	0	48
資金収入	80	16	96
業務活動による収入	80	16	96
運営費交付金による収入	32	16	48
農地売渡代金等収入	44	0	44
貸付金利息収入	4	0	4
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0